

別表第17 消防用水の点検の基準

機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

(2) 吸管投入孔及び採水口

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び消防ポンプ自動車の接近に障害となるものがないこと。

イ 吸管投入口

変形、損傷等がなく、吸管投入孔の蓋又は扉の開閉が容易にできること。

ウ 採水口

(ア) 本体

変形、損傷、漏水、つまり、パッキンの老化等がなく、吸管等の着脱が容易にできること。

(イ) 開閉弁

変形、損傷等がなく、開閉操作が容易にできること。

エ 標識

適正に設けられていること。